

江戸川区都市防災不燃化促進助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震等に伴い発生する火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯を形成し、避難路の安全性を確保するため、不燃化促進区域内において耐火建築物等を建築する者に対し、江戸川区都市防災不燃化促進助成金（以下「助成金」という。）として、その費用の一部を助成することにより、建築物の不燃化を促進し、もって地域の防災性の向上に資することを目的とする。

(通則)

第2条 助成金の交付については、江戸川区補助金等交付規則（昭和42年3月江戸川区規則第3号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃化促進区域 大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の安全を確保するため、避難地の区域又は避難地、避難路若しくは延焼遮断帯の周辺の区域で、耐火建築物等の建築の促進を図る必要があると江戸川区長（以下「区長」という。）が認めて指定した区域をいう。
- (2) 耐火建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第9号の2に規定する耐火建築物（附属建築物を除く。以下同じ。）及び法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（附属建築物を除く。以下同じ。）をいう。
- (3) 建築 建築物を新築し、又は改築することをいう。
- (4) 建築主 法第2条第16号に規定する者をいう。ただし、次の表の左欄に掲げる建築方式により建築する場合は、当該建築方式の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者を建築主とする。

建築方式	建築主
建築の施工者が、敷地の権利者から依頼を受けて建築物を建築し、当該建築物の完成後、当該依頼者にこれを譲渡する旨の契約を建築工事の着手前に締結して建築する場合	敷地の権利者
建築の施工者及び敷地の権利者が、敷地と建築される建築物の床とをそれぞれの権利価格に基づいて交換する旨の契約を建築工事の着手前に締結して建築する場合	従前の敷地の権利者

(5) 重点供給地域 住生活基本法（平成18年法律第61号）附則第8条の規定による改正前の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第3条の3第2項第4号により平成17年度末までに供給計画に定められた住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に係る地区をいう。

(6) 共同建築 権利者の異なる複数の敷地を共同利用して、当該権利者である複数の建築主が共同で一棟の建築物を建築する場合をいう。

(7) 協調建築 建築協定、地区計画等に基づき、隣接する複数の敷地において、一体性に配慮した設計に基づいて、各個の敷地で建築物を建築する場合をいう。

（不燃化促進区域の指定）

第4条 不燃化促進区域は、区長が期間を定めて別に指定するものとする。

2 区長は、不燃化促進区域を指定し、又は変更した場合は、その旨を告示するものとする。

（助成対象者）

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる建築主とする。

(1) 個人

(2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

（助成対象建築物）

第6条 この要綱により助成金の対象となる建築物は、第4条第1項の規定により区長が別に指定する不燃化促進区域及び期間内に建築された、法、関係法令等、区長が別に定める地区整備指針及び江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例（平成十七年十二月江戸川区条例第五十九号）に適合し、階数（地階を除く。）が2以上で、かつ、高さが7メートル以上の耐火建築物又は準耐火建築物とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物を除く。

(1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が販売のために建築する建築物

(2) 仮設建築物及び高架の工作物内に設ける建築物

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設の区域内の建築物（建築物の一部が都市計画施設の区域内にかかる場合は、当該区域内にかかる部分に限る。）

2 不燃化促進区域の内外にわたる建築物を建築する場合は、建築物は全て不燃化促進区域内にあ

るものとみなし、助成の対象とする。

- 3 国、地方公共団体等から建築物に関し補償金、補助金等の交付を受けている場合は、当該補償金、補助金等の内容とこの要綱による助成金の内容とが重複しない限りにおいて助成の対象とすることができる。

(助成金の種類及び額)

第7条 助成金の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 一般建築助成費

単独で建築する建築主（次号から第5号までの対象となる者を除く。）に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第1-1、準耐火建築物にあつては別表第1-2のとおりとする。200平方メートル未満の敷地に、従前の権利者が数人共同で建築する場合の各建築主についても同様とする。

(2) 大都市地域住宅供給型一般建築助成費

重点供給地域内で、敷地面積によらず次に掲げる要件に該当する建築物の建築主（次号から第5号までの対象となる者を除く。）に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第2-1、準耐火建築物にあつては別表第2-2のとおりとする。

ア 延べ床面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。

イ 自己使用部分を除く住宅が8戸以上あること。

(3) 共同建築助成費

200平方メートル以上の敷地に、従前の権利者が数人共同で建築する場合の各建築主（次号又は第5号の対象となる者を除く。）に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第3-1、準耐火建築物にあつては別表第3-2のとおりとする。

(4) 大都市地域住宅供給型共同建築助成費

重点供給地域内で、前号又は次号に該当する建築物のうち、次に掲げる要件に該当する建築物の建築主に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第4-1、準耐火建築物にあつては別表第4-2のとおりとする。

ア 延べ床面積の3分の2以上が住宅の用に供されるものであること。

イ 自己使用部分を除く住宅が4戸以上あること。

(5) 協調建築助成費

建築主が異なる複数の敷地で構成される合計面積200平方メートル以上の一団の土地に、あらかじめ各建築主の協議の下に作成された一体性のある建築設計に基づき、各建築主が建築する

協調建築物の各建築主に対する助成金の額は、耐火建築物にあつては別表第3－1、準耐火建築物にあつては別表第3－2のとおりとする。

- 2 建築物の建築に関し、別表第5に掲げる助成費について同表に規定する要件に該当する場合は、前項の建築助成費に加えて助成することができる。

(助成対象の承認申請等)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、法第6条第1項の規定による確認を受けた後速やかに、第1号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成対象承認申請書に關係書類を添えて区長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成対象になると認めた場合は、第2号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成対象承認通知書により当該申請者に通知する。
- 3 前項の審査に当たっては、助成対象について現場調査を行い、助成要件に適合するか否かについて確認するものとする。

(着工報告)

第9条 前条第2項の通知書を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、建築工事に着工したときは、第3号様式による建築工事着工報告書を区長に提出しなければならない。

(変更及び取下げ)

第10条 助成対象者は、第8条第2項の規定により承認通知を受けた当該建築物の承認内容を変更しようとする場合は、第4号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成変更承認申請書に關係書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更を認めた場合は、第5号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成変更承認通知書により当該申請者に通知する。
- 3 前項の規定にかかわらず、区長は助成金額の変更が伴わない軽微な変更について、前項の通知を省略することができる。
- 4 助成対象者は、当該建築工事を中止し、又は取りやめたときは、第6号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成取下げ等届書を区長に提出しなければならない。
- 5 助成対象者は、当該建築主を変更しようとする場合は、その工事完了前に第7号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成建築主変更承認申請書を区長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 6 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、建築主の変更を認めた場合は、

第8号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成建築主変更承認通知書により当該申請者に通知する。

(中間検査等)

第11条 助成対象者は、第9号様式による中間検査申請書に関係書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第10号様式による中間検査完了通知書により当該申請者に通知する。

3 前項の審査に当たっては、中間検査を実施し、助成要件に適合するか否かについて確認するものとする。

(工事の完了報告及び助成金交付申請)

第12条 助成対象者は、当該建築工事が完了したときは、第11号様式による建築工事完了報告書兼完了検査申請書に関係書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、第12号様式による完了検査完了通知書により当該申請者に通知する。

3 前項の審査に当たっては、完了検査を実施し、助成要件に適合するか否かについて確認するものとする。

4 第2項の通知書を受けた者は、速やかに第13号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成金交付申請書に関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第13条 区長は、前条第4項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該建築物の検査を行い、助成金の交付の可否及びその額を決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、第14号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成金交付決定通知書により当該申請者に通知する。

(助成金の交付請求書及び交付)

第14条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに第15号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成金交付請求書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、当該申請者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第15条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法その他関係法令に違反した場合
- (2) 偽りの申請その他不正な手段で助成金の交付を受けた場合
- (3) 前2号のほか、この要綱に違反した場合

2 区長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消したときは、第16号様式による江戸川区都市防災不燃化促進助成金交付決定取消通知書により、当該交付決定を受けた者に通知する。

3 区長は、前項の場合において、当該建築主に対し期限を定めて既に交付した助成金の返還を命ずるものとする。

(指導、助言等)

第16条 区長は、必要と認めるときは、建築主に対して、当該建築物の防災上の指導、助言等を行うことができる。

(電子申請)

第17条 この要綱に定める申請、報告、届出及び請求（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織（江戸川区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する当該申請等に係る書面により行われたものとみなす。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

別表第1－1（第7条関係）

一般建築助成費（耐火建築物）

助成対象床面積			金額
㎡以上 ㎡未満			千円
	～	5	0
5	～	10	98
10	～	15	197
15	～	20	295
20	～	25	394
25	～	30	492

30	~	35	591
35	~	40	689
40	~	45	788
45	~	50	886
50	~	60	985
60	~	70	1, 182
70	~	80	1, 379
80	~	90	1, 576
90	~	100	1, 773
100	~	110	1, 970
110	~	120	2, 167
120	~	130	2, 364
130	~	140	2, 561
140	~	150	2, 758
150	~	160	2, 955
160	~	170	3, 152
170	~	175	3, 349
175	~	180	3, 447
180	~	200	3, 496
200	~	220	3, 693
220	~	240	3, 890
240	~	260	4, 087
260	~	280	4, 284
280	~	300	4, 481
300	~	320	4, 678
320	~	340	4, 875
340	~	360	5, 072
360	~	380	5, 269
380	~	400	5, 466
400	~	420	5, 663

420	～	440	5,860
440	～	460	6,057
460	～	480	6,254
480	～	500	6,451
500	～	550	6,648
550	～	600	6,944
600	～	650	7,239
650	～	700	7,535
700	～	750	7,830
750	～	800	8,126
800	～	850	8,421
850	～	900	8,717
900	～	950	9,012
950	～	1,000	9,308
1,000	～		9,603

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第1－2（第7条関係）

一般建築助成費（準耐火建築物）

助成対象床面積			金額
	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～	5	0
5	～	10	75
10	～	15	151
15	～	20	226
20	～	25	302
25	～	30	377

30	~	35	453
35	~	40	528
40	~	45	604
45	~	50	679
50	~	60	755
60	~	70	906
70	~	80	1, 057
80	~	90	1, 208
90	~	100	1, 359
100	~	110	1, 510
110	~	120	1, 661
120	~	130	1, 812
130	~	140	1, 963
140	~	150	2, 114
150	~	160	2, 265
160	~	170	2, 416
170	~	175	2, 567
175	~	180	2, 642
180	~	200	2, 680
200	~	220	2, 831
220	~	240	2, 982
240	~	260	3, 133
260	~	280	3, 284
280	~	300	3, 435
300	~	320	3, 586
320	~	340	3, 737
340	~	360	3, 888
360	~	380	4, 039
380	~	400	4, 190
400	~	420	4, 341

420	～	440	4, 492
440	～	460	4, 643
460	～	480	4, 794
480	～	500	4, 945
500	～	550	5, 096
550	～	600	5, 322
600	～	650	5, 549
650	～	700	5, 775
700	～	750	6, 002
750	～	800	6, 228
800	～	850	6, 455
850	～	900	6, 681
900	～	950	6, 908
950	～	1, 000	7, 134
1, 000	～		7, 361

(注) 1 助成対象床面積とは、地上 1 階から地上 3 階までの床面積の合計をいう。

2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第 2－1（第 7 条関係）

大都市地域住宅供給型一般建築助成費（耐火建築物）

助成対象床面積			金額
	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～	5	0
5	～	10	98
10	～	15	197
15	～	20	295
20	～	25	394
25	～	30	492

30	~	35	591
35	~	40	689
40	~	45	788
45	~	50	886
50	~	60	985
60	~	70	1, 182
70	~	80	1, 379
80	~	90	1, 576
90	~	100	1, 773
100	~	110	1, 970
110	~	120	2, 167
120	~	130	2, 364
130	~	140	2, 561
140	~	150	2, 758
150	~	160	2, 955
160	~	170	3, 152
170	~	175	3, 349
175	~	180	3, 447
180	~	200	3, 513
200	~	220	3, 775
220	~	240	4, 038
240	~	260	4, 301
260	~	280	4, 563
280	~	300	4, 826
300	~	320	5, 089
320	~	340	5, 351
340	~	360	5, 614
360	~	380	5, 877
380	~	400	6, 139
400	~	420	6, 402

420	～	440	6,665
440	～	460	6,927
460	～	480	7,190
480	～	500	7,453
500	～	550	7,715
550	～	600	8,011
600	～	650	8,306
650	～	700	8,602
700	～	750	8,897
750	～	800	9,193
800	～	850	9,488
850	～	900	9,784
900	～	950	10,079
950	～	1,000	10,375
1,000	～		10,670

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第2-2（第7条関係）

大都市地域住宅供給型一般建築助成費（準耐火建築物）

助成対象床面積			金額
	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～	5	0
5	～	10	75
10	～	15	151
15	～	20	226
20	～	25	302
25	～	30	377

30	~	35	453
35	~	40	528
40	~	45	604
45	~	50	679
50	~	60	755
60	~	70	906
70	~	80	1, 057
80	~	90	1, 208
90	~	100	1, 359
100	~	110	1, 510
110	~	120	1, 661
120	~	130	1, 812
130	~	140	1, 963
140	~	150	2, 114
150	~	160	2, 265
160	~	170	2, 416
170	~	175	2, 567
175	~	180	2, 642
180	~	200	2, 692
200	~	220	2, 894
220	~	240	3, 095
240	~	260	3, 296
260	~	280	3, 498
280	~	300	3, 699
300	~	320	3, 900
320	~	340	4, 102
340	~	360	4, 303
360	~	380	4, 504
380	~	400	4, 706
400	~	420	4, 907

420	～	440	5,108
440	～	460	5,310
460	～	480	5,511
480	～	500	5,712
500	～	550	5,914
550	～	600	6,140
600	～	650	6,367
650	～	700	6,593
700	～	750	6,820
750	～	800	7,046
800	～	850	7,273
850	～	900	7,499
900	～	950	7,726
950	～	1,000	7,952
1,000	～		8,179

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第3－1（第7条関係）

共同建築助成費及び協調建築助成費（耐火建築物）

助成対象床面積			金額
	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～	5	0
5	～	10	131
10	～	15	262
15	～	20	393
20	～	25	524
25	～	30	655

30	~	35	786
35	~	40	917
40	~	45	1, 048
45	~	50	1, 179
50	~	60	1, 310
60	~	70	1, 572
70	~	80	1, 834
80	~	90	2, 096
90	~	100	2, 358
100	~	110	2, 620
110	~	120	2, 882
120	~	130	3, 144
130	~	140	3, 406
140	~	150	3, 668
150	~	160	3, 930
160	~	170	4, 192
170	~	175	4, 454
175	~	180	4, 585
180	~	200	4, 650
200	~	220	4, 912
220	~	240	5, 174
240	~	260	5, 436
260	~	280	5, 698
280	~	300	5, 960
300	~	320	6, 222
320	~	340	6, 484
340	~	360	6, 746
360	~	380	7, 008
380	~	400	7, 270
400	~	420	7, 532

420	～	440	7,794
440	～	460	8,056
460	～	480	8,318
480	～	500	8,580
500	～	550	8,842
550	～	600	9,235
600	～	650	9,628
650	～	700	10,021
700	～	750	10,414
750	～	800	10,807
800	～	850	11,200
850	～	900	11,593
900	～	950	11,986
950	～	1,000	12,379
1,000	～		12,772

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第3－2（第7条関係）

共同建築助成費及び協調建築助成費（準耐火建築物）

助成対象床面積			金額
	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～	5	0
5	～	10	100
10	～	15	201
15	～	20	301
20	～	25	402
25	～	30	502

30	~	35	603
35	~	40	703
40	~	45	804
45	~	50	904
50	~	60	1, 005
60	~	70	1, 206
70	~	80	1, 407
80	~	90	1, 608
90	~	100	1, 809
100	~	110	2, 010
110	~	120	2, 211
120	~	130	2, 412
130	~	140	2, 613
140	~	150	2, 814
150	~	160	3, 015
160	~	170	3, 216
170	~	175	3, 417
175	~	180	3, 517
180	~	200	3, 567
200	~	220	3, 768
220	~	240	3, 969
240	~	260	4, 170
260	~	280	4, 371
280	~	300	4, 572
300	~	320	4, 773
320	~	340	4, 974
340	~	360	5, 175
360	~	380	5, 376
380	~	400	5, 577
400	~	420	5, 778

420	～	440	5,979
440	～	460	6,180
460	～	480	6,381
480	～	500	6,582
500	～	550	6,783
550	～	600	7,085
600	～	650	7,386
650	～	700	7,688
700	～	750	7,989
750	～	800	8,291
800	～	850	8,592
850	～	900	8,894
900	～	950	9,195
950	～	1,000	9,497
1,000	～		9,798

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第4－1（第7条関係）

大都市地域住宅供給型共同建築助成費（耐火建築物）

助成対象床面積			金額
	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～	5	0
5	～	10	131
10	～	15	262
15	～	20	393
20	～	25	524
25	～	30	655

30	~	35	786
35	~	40	917
40	~	45	1, 048
45	~	50	1, 179
50	~	60	1, 310
60	~	70	1, 572
70	~	80	1, 834
80	~	90	2, 096
90	~	100	2, 358
100	~	110	2, 620
110	~	120	2, 882
120	~	130	3, 144
130	~	140	3, 406
140	~	150	3, 668
150	~	160	3, 930
160	~	170	4, 192
170	~	175	4, 454
175	~	180	4, 585
180	~	200	4, 672
200	~	220	5, 021
220	~	240	5, 371
240	~	260	5, 720
260	~	280	6, 069
280	~	300	6, 419
300	~	320	6, 768
320	~	340	7, 117
340	~	360	7, 467
360	~	380	7, 816
380	~	400	8, 165
400	~	420	8, 515

420	～	440	8,864
440	～	460	9,213
460	～	480	9,563
480	～	500	9,912
500	～	550	10,261
550	～	600	10,654
600	～	650	11,047
650	～	700	11,440
700	～	750	11,833
750	～	800	12,226
800	～	850	12,619
850	～	900	13,012
900	～	950	13,405
950	～	1,000	13,798
1,000	～		14,191

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第4－2（第7条関係）

大都市地域住宅供給型共同建築助成費（準耐火建築物）

助成対象床面積			金額
	m ² 以上	m ² 未満	千円
	～	5	0
5	～	10	100
10	～	15	201
15	～	20	301
20	～	25	402
25	～	30	502

30	~	35	603
35	~	40	703
40	~	45	804
45	~	50	904
50	~	60	1, 005
60	~	70	1, 206
70	~	80	1, 407
80	~	90	1, 608
90	~	100	1, 809
100	~	110	2, 010
110	~	120	2, 211
120	~	130	2, 412
130	~	140	2, 613
140	~	150	2, 814
150	~	160	3, 015
160	~	170	3, 216
170	~	175	3, 417
175	~	180	3, 517
180	~	200	3, 584
200	~	220	3, 852
220	~	240	4, 120
240	~	260	4, 388
260	~	280	4, 656
280	~	300	4, 924
300	~	320	5, 192
320	~	340	5, 460
340	~	360	5, 728
360	~	380	5, 996
380	~	400	6, 264
400	~	420	6, 532

420	～	440	6,800
440	～	460	7,068
460	～	480	7,336
480	～	500	7,604
500	～	550	7,872
550	～	600	8,174
600	～	650	8,475
650	～	700	8,777
700	～	750	9,078
750	～	800	9,380
800	～	850	9,681
850	～	900	9,983
900	～	950	10,284
950	～	1,000	10,586
1,000	～		10,887

(注) 1 助成対象床面積とは、地上1階から地上3階までの床面積の合計をいう。

- 2 共同建築の場合は、助成対象床面積を各建築主（助成金の交付申請をする者に限る。）の所有床面積の割合に応じて按分して得た面積（所有床面積を限度とする。）をそれぞれの助成対象床面積とする。

別表第5（第7条関係）

名称	内容（要件、助成対象、上限額）	助成上限額
除却助成費	1 不燃化促進区域内にある耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物及びそれに付随する工作物（以下「建築物等」という。）並びに昭和56年6月1日時点の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の適用を受けていない建築物等（以下これらを総称して「対象建築物等」という。）の解体除却工事を行う場合に要する費用並びに大気汚染防止法（昭和	木造 21,000円／㎡ 非木造 30,000円／㎡

	43年法律第97号)に基づく石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費を助成対象とし、対象建築物等の延べ面積に右欄に定める単価を乗じて得た額を助成額の上限とする。	
	2 対象建築物等のうち、木造建築物について、大気汚染防止法に基づく石綿含有事前調査費、分析費、除去費及び処分費(1により算出した助成額から解体除却工事に要する費用に相当する額を除いた額(当該金額が零を下回る場合は零とする。))を除く。)を助成対象とし、対象建築物等の延べ床面積に右欄に定める単価を乗じて得た額を助成額の上限とする。	10,000円/㎡ (※木造建築物のみ)
仮住居助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物に居住し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する者について、仮住居に係る費用を助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。	300,000円
動産移転助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物から仮住居に移転し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する場合に、動産移転に係る費用(保管に係る費用を含む。)を助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。	180,000円
移転雑費助成費	建築助成費の対象となる建築主のうち、従前の建築物に居住し、かつ、引き続き建替後の建築物に居住する者について、次の(1)から(3)までの合計額を移転に係る費用の助成対象とし、右欄に掲げる額を助成額の上限とする。 (1)建築確認申請手数料	540,000円

	(2) 工事監理費	
	(3) 登録免許税（登記手数料）	

（注）申請に当たっては、実費を確認できる書類（領収書等）を提出すること。

様式（省略）

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。